

業務用冷凍空調機器

第一種冷媒フロン類取扱技術者講習会

(旧漏えい点検資格者講習)

募 集 要 綱

実施団体 : ダイキン工業株式会社

D2016.02.16

140320:Ver.1

◇第一種冷媒フロン類取扱技術者とは◇

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会(以下日設連と略)では、不活性フルオロカーボンを冷媒とする業務用冷凍空調機器の使用時漏えいを削減するため、(一社)日本冷凍空調工業会制定「冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい防止ガイドライン(JRA GL-14)」を基に「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検資格者規程」(現「冷媒フロン類取扱技術者規程」)及び「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン(JRC GL-01)」を制定しました。(制定日:平成 22 年 10 月 1 日)

冷媒フロン類取扱技術者制度は上記ガイドライン(JRC GL-01)に従い、使用中の機器の漏えい点検を行い、早期に「漏えい」を発見・処置することで、冷凍空調業界の使命として、フロンの漏えいを最小限に抑え、地球温暖化防止への寄与を業界上げて取り組むものです。

また、当該制度は、使用中の業務用冷凍空調機器の漏えいを点検するための資格であり、当該機器所有者の事前打ち合わせから、実際の漏えい点検作業、点検結果の記録、報告までを適切かつ確実に実施する者を日設連が認定するものです。

さらに、改正フロン法の成立(平成 25 年 6 月)に伴い、講習内容も今までの「漏えい点検資格者」に「予防保全」を加え、さらに、業務の範囲を「点検」の他に、冷媒フロン類の「回収」や「充填」に広げ、改正フロン法が要求する「知見」が備わった技術者として認定するものです。

現在、社会的な要請として、行政からも漏えい防止の管理には、より高度な技術的知見を有することが求められており、当該資格を取得するには、上記規程に定められた講習を受講し、修了考査に合格する必要があります。

1・開催要領

(1) 受講資格 業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験(3年以上)を有し、かつ、下記資格の一つ以上を保有していること(冷媒フロン類取扱技術者規程第 13 条、同実施細則)

- ①高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)一種・二種・三種
- ②冷凍空気調和機器施工技能士 一級・二級
- ③冷凍空調技士 一種・二種
- ④冷凍空調施設工事保安管理者 A区分・B区分・C区分
- ⑤その他上記資格者と同等以上の知見を有する者と認められた者
 - ア. 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員(旧)
 - イ. 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者)
 - ウ. 高圧ガス製造保安責任者(甲種化学又は機械、乙種化学又は機械、丙種化学)でかつ業務用冷凍空調機器の製造・品質管理業務に5年以上従事した者
 - エ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械一種・二種・三種)試験合格者
 - オ. 冷凍空調技士(一種・二種)試験合格者

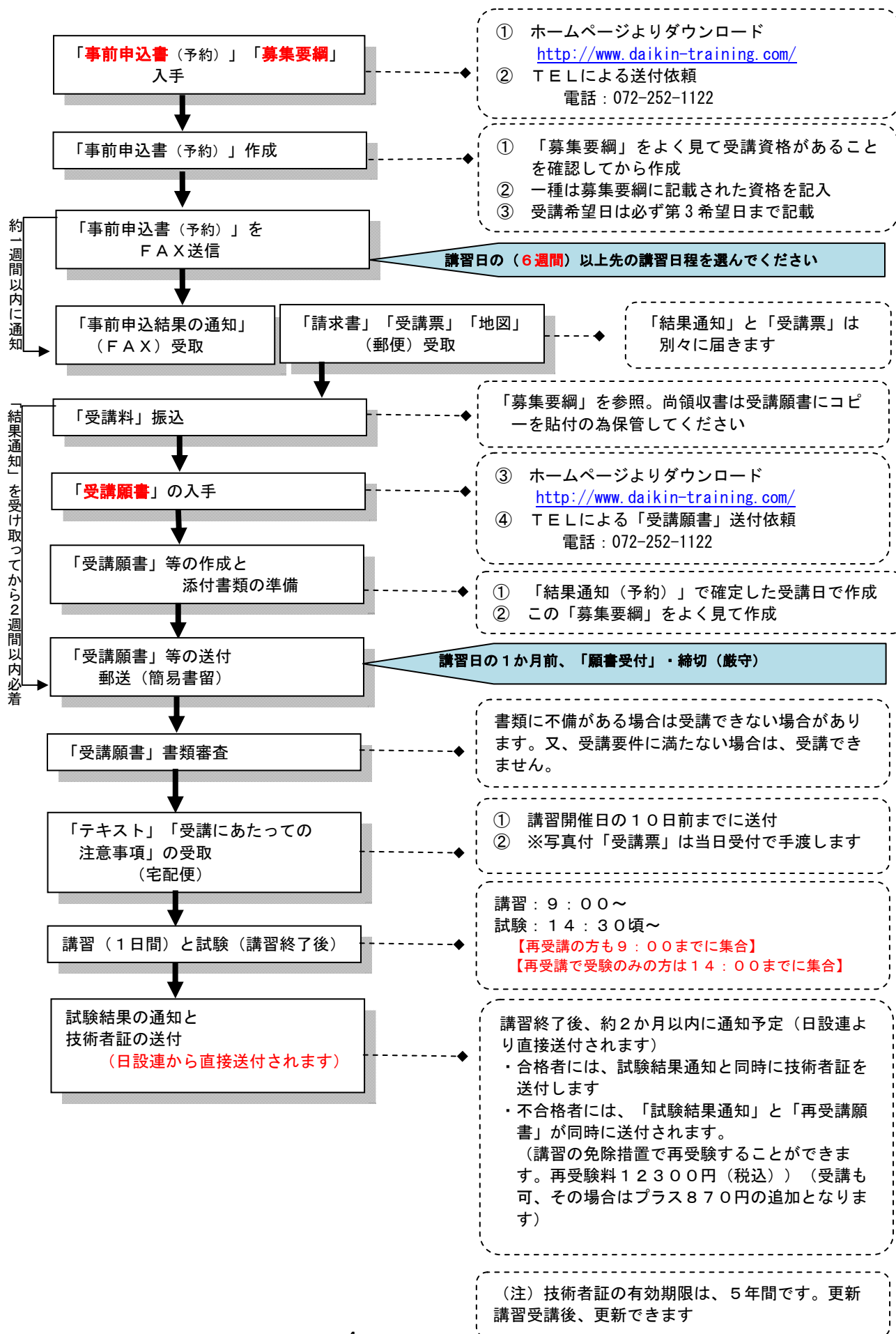
(2) 講義内容

9:00~16:30

内 容	講義時間(分)
フルオロカーボンの地球環境問題	30
冷媒設備に関わる法令と安全衛生	30
冷媒漏えい防止ガイドライン(JRA GL-14)	30
冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検資格者規程	15
冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン(JRC GL-01) ・点検手順(間接法・直接法) ・漏えい点検・修理(記録簿) ・予防保全	90
漏えい点検ガイド(漏えい事例と対策) 漏えい点検実務(検知器の校正を含む)	35
修了考査※	60

※)修了試験は、四者択一の25問。テキスト・教材類の参照禁止。

2. 申込みから合否発表までの流れ



3. 申込み要領

【事前申込関係】

(1) 提出書類

1) 事前申込書 【新規受講も再受講の場合も必要です】

- ① 受講資格をよく確認し、資格名等を必ず記載ください
- ② 新規受講又は再受講いずれかを明記ください
- ③ 受講希望日は第3希望日まで必ず記載ください

(2) 送付方法

下記宛先へ**FAX送信**してください

○「事前申込書」送付先：ダイキン工業(株) 研修部 講習会受付センター

FAX：0120-686-202

(TEL：0120-511-519)

(3) 事前申込結果の通知と受講料振込

- ① 「事前申込結果の通知書」が1週間以内にFAXで結果通知されます **(この時点では単なる予約です)**
- ② 別便(日本郵便)にて請求書等(請求書/受講票/会場地図等)の書類が届きます。

同封の請求書又はATMにて請求書に記載の振込先へ受講料を振込下さい。

振込先：三井住友銀行 大阪本店営業部 普通 3011268 口座名義：ダイキン工業株式会社 研修部

領収書は願書にコピーを貼付て提出の必要がありますので、必ず保管願います。

※同封の受講票は当日持参いただくもので、「願書」と一緒に作成願う「写真付受講票」は講習当日受付にて手渡します

- ③ この時点で以下の受講願書作成要領に沿って速やかに「受講願書」作成と必要書類の準備をし、講習日の**1ヶ月前必着**にて日本郵送(簡易書留)にて送付願います。

※「事前結果通知」により予約が取れている場合でも入金及び「受講願書」が期日まで(講習日より1か月前まで)に届かない場合はキャンセルとして日程予約が解約されますのでご留意願います。

【受講願書関係】

別紙「チェックリスト」でご確認のうえ、提出して下さい。

(1) 提出書類

1) 受講願書(様式2) 【※再受講時は(再受講願書様式5)による。又「修了考査試験結果通知書」の写しを提出のこと】

【※「事前申込結果の通知書」みて、「事前受付番号」は必ず記入願います。】

- ① 顔写真1葉(縦3cm×横2.4cm、カラー)を貼付
(写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい)

- ② 裏面に、**受講料の振込みの控え(写)**を貼付

【※再受講時も、裏面に、受講料の振込みの控え(写)を貼付】

2) 受講資格を証明する資格者証等の写し(A4版に縮小して下さい) 【※再受講時も必要】

【※資格者証は有効期限内であることを確認して下さい】

3) 業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等の実務経歴書(様式1) 【※再受講時も必要】

4) 身分を証明する以下のいずれかの書類等(A4の用紙に、現住所が確認できる部分も合わせてコピーして下さい) 【※再受講時も必要】

【※願書書類に記載の「現住所」は下記いずれかの身分証明書の「現住所」と合致するものを送付下さい。また有効期限内であることを確認して下さい】

- ① 住民票 ② 運転免許証の写し ③ 健康保険証の写し ④ パスポートの写し

5) 受講票(様式4) 【※再受講時は(再受講票様式6)による】

- ① 顔写真2葉(縦3cm×横2.4cm、カラー)を貼付
(写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい)

※「顔写真」は、合計で3葉必要となります。

(合格後は、資格者の顔写真となりますので、肩から上で鮮明なものをご用意下さい)

(2) 申込方法

※願書は受講日の1ヶ月前必着にて送付願います。受講結果通知で予約が取れている場合でも

入金及び願書が期限までに届かない場合は予約が解約されますのでご留意願います

角2封筒(A4用)に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法(書留や特定記録等)で郵送して下さい。(封筒の前面に、「第一種冷媒フロン類取扱技術者講習会申込書在中」と明記して下さい。)

送付先： ダイキン工業株式会社 研修部講習会受付センター

〒591-8511 大阪府堺市北区金岡町1304

電話 0120-511-519

(3) 受講料

「事前申込結果の通知」後に送付された請求書に記載された受講料を振込み願います。

26,570円(税込み)

*教材費、**昼食費(870円)**を含みます。

*振込手数料は振込人のご負担です。

*受講料は原則返還しません。ただし、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程運営要領第8条第3項に該当する場合は、同運営要領第9条の規定に従い受講料を返還します。

*【再受講時は、12・300円+昼食費870円(再受験だけの場合は昼食費不要)】

(4) テキスト受取と受講票について

①「受講願書」を送付された方には、受講資格及び提出書類により受講審査を行い、受講資格があると認められた者には、受講料の入金確認後、「テキスト」を送付します。(原則、受講日の10日前までに送付します)原則、会社宛送付します。

受講が認められなかった者には、その旨の通知と申込関係書類、審査手数料(2,100円)と返還に係る費用を差し引いた受講料を返却します。

②「願書」と一緒に提出いただいた「写真付受講票」は当日受付にて手渡します。

(事前に送付しません)

※「請求書」と一緒に同封されていた「受講票」(朱色文字の用紙)を講習当日ご持参ください

(5) 問い合わせ先

ダイキン工業株式会社 研修部冷媒フロン類事務局

〒591-8511 大阪府堺市北区金岡町1304

電話 072-252-1122

FAX 0120-686-202 ホームページ：<http://www.daikin-training.com/>

3・修了試験の実施

(1) 修了試験

講習の最後に修了試験を実施します。試験は、四者択一式の25問です。

試験の際は、テキスト類の参照はできません。

(2) 合否発表

合否の発表については、試験結果通知書(様式7)の送付により通知します。同時に合格者には、技術者証をお送りします。不合格者には、再受講願書をお送りします。

合格者は、(一社)日本冷凍空調設備工業連合会のホームページに公表されます。公表内容は、修了証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県名です。

(3) 資格者証の交付

合格者には「第一種冷媒フロン類取扱技術者証」を交付します。

(4) 不合格者への特例措置

講習を受講したが、修了試験に不合格になった者に対し、最初に不合格後1年以内に1回まで受講免除し、修了試験のみ受けられます。

(※再受講費用は12,300円(受講可、その場合はプラス昼食費870円を徴収))

(5) 合格者のデータベース化

修了考査合格者は、第一種冷媒フロン類取扱技術者として、日設連のホームページに公表します。

公表内容は、修了年月日、修了証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県名です。

4・第一種冷媒フロン類取扱技術者証の更新

(1)有効期限

第一種冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限は、5年間です。更新をしなければ、有効期限後は、資格者証は無効となります。

(2)更新

有効期限を延長する場合は、更新手続きをする必要があります。

5・個人情報保護について

(1)法令等の遵守 (一社)日本冷凍空調設備工業連合会およびダイキン工業株式会社は、第一種冷媒フロン類取扱技術者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

(2)利用目的

利用目的は以下のとおりです。

- 1)第一種冷媒フロン類取扱技術者講習申込の受講審査及び個人認証、その他講習会事務手続きのため
- 2)第一種冷媒フロン類取扱技術者に対し、冷凍空調工事等に関連した情報提供及び講習会ご案内のため
- 3)第一種冷媒フロン類取扱技術者の技術証等の再発行、更新講習のため
- 4)第一種冷媒フロン類取扱技術者制度の推進のために実施する、各種アンケート調査等のため
- 5)技術者制度のデータベースのため
- 6)個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成するため
- 7)宿泊ご希望の受講生に対しホテル等社外の宿泊施設を紹介するため
- 8)講習に必要なテキスト及び資料を送付するため

(3)適正な個人情報の取得 個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

(4)第三者への提供

次の場合を除き個人情報を第三者に提供することはありません。

- 1)第一種冷媒フロン類取扱技術者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合。
 - 2)法令に基づく場合。
 - 3)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、第一種冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
 - 4)公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、漏えい点検資格者の同意を得ることが困難であるとき。
 - 5)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、漏えい点検資格者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5)安全管理 1)個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 2)個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように指導、適切な措置を講じます。
 - 3)個人情報の取扱い全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
 - 4)個人情報の取扱いの苦情については、適切かつ迅速な対応をいたします。

6・業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程運営要領(抜粋)

(講習の申込み)

第6条 講習の申し込みに当たり、申込者は、規程第14条に規定する書類及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

(受講審査等)

第7条 前条により受講の申込みのあった者に対し、次に掲げる基準に適合する者の受講を認める。

- (1) 受講の申込者が規程第13条第1項の規定に該当する者であること。
- (2) 前条に規定する必要な書類の提出及び適切に記載されていること。
- (3) 第8条に規定する受講料が払い込まれていること。
- 2 前項の審査は、願書及び添付書類により行う。
- 3 願書又は添付書類に不備を認めたときは補正を求め、補正できないとき又は受講の資格を有すると認められないときは、理由を付して、願書その他の書類と受講料を返還する。
- 4 第1項の規定により受講が認められ、かつ受講料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受験番号を記載した受講・受験票を交付する。
- 5 受講・受験票を交付すると同時に、原則、講習で使用するテキストを送付する。
- 6 受講者は、受講・受験票を携行し、テキストを持参しなければならない。

(受講料)

第8条 受講料の額は25,700円(税込み)とする。

- 2 受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
- 3 既納の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。
 - (1) 前条の審査の結果、受講資格を満たさないと認められたとき
 - (2) 日設連又は共催者の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (3) 受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (4) 受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったとき ただし、返却する場合は、受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

(受講料の返還)

第9条 前条第3項に規定する受講料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- (1) 前条第3項(1)の場合は、審査手数料2,100円と返還に係る費用
- (2) 前条第3項(2)の場合は、0円
- (3) 前条第3項(3)及び(4)の場合は、受講票交付以前においては、(1)の金額。受講票交付後においては、5,100円と返還に係る費用

(受講票の携行)

第10条 講習を受講する者は、講習当日、必ず受講票を携行しなければならない。忘れた場合は、受講できない場合がある。

2 再受講する者は、前項の規定を準用する。

(再受講手続き)

第12条 規程第22条の規定により再受講する者は、再受講願書(様式5)に第20条に規定する修了考查試験結果通知書(様式7)の写し及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

- 2 前項の再受講願書の記載に不備がなく、かつ再受講料の納入が確認されたときは、再受講者に対し試験会場、集合場所及び受講番号を記載した再受講票を交付する。
- 3 再受講者は、再受講票を携行しなければならない。

(再受講料)

第13条 再受講料の額は12,300円(税込み)とする。

- 2 再受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
- 3 既納の再受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。
 - (1) 日設連又は共催者の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (2) 受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (3) 受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったとき ただし、返却する場合は、再受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

(再受講料の返還)

第14条 前条第3項に規定する再受講料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- (1) 前条第3項(1)の場合は、0円
- (2) 前条第3項(2)及び(3)の場合は、再受講票交付以前においては、返還に係る費用。(1)再受講票交付後においては、3,100円と返還に係る費用。

(合否の通知)

第 20 条 合否の判定結果は、修了考査試験結果通知書により本人に通知する。

(不正手段による受講者に対する措置)

第 21 条 会長は、不正手段によって講習を受けようとし、又は受けた者に対しては、その受講を停止し、若しくは合格の決定を取り消すものとする。

第 22 条 規程第 23 条の規定により、第一種冷媒フロン類取扱技術者証(以下「技術者証」という)を交付する。

2 技術者証に次の各号が生じた場合には、申請者の申請により技術者証の再交付をすることができる。

(1)氏名を変更したとき

(2)技術者証を亡失や汚損、破損したとき

3 第一種冷媒フロン類取扱技術者は、技術者証を前項の理由により再交付を申請する場合は、その理由を記載した技術者証再交付申請書を会長に提出し、技術者証の再交付を受けるものとする。

4 技術者証の再交付申請料は、5,100円(税込み)とする。

(内容の変更)

第 23 条 技術者証及び提出した願書の記載内容に変更がある場合は、速やかに「登録内容変更申請書(様式3)」により日設連事務局まで届出するものとする。

(有効期限)

第 24 条 技術者証の有効期限は、交付した日から5年間とする。ただし、技術者証の初回交付の有効期限は、技術者証交付の日から5年経過後の6月30日(技術者証交付の日が1月1日から6月30日の場合)または12月31日(技術者証交付の日が7月1日から12月31日の場合)までとする。この有効期限は、技術者証の表面に記載するものとする。

2 第一種冷媒フロン類取扱技術者は、有効期限の前の2年以内に規程第 25 条に規定する更新講習に参加し受講することにより、有効期限を5年間延長する技術者証の更新申請をすることができる。

(更新手続き)

第 25 条 技術者証の更新は、別途定める手続きにより申請する。

2 講習修了証更新申請料は、5,100円(税込み)とする。

(更新講習の実施)

第 26 条 技術者証の更新を申請するためには、更新講習を受講しなければならない。更新講習の実施方法、その他詳細については、別途定める。



宛先：ダイキン工業(株) 研修部 講習会受付センター

FAX：(072)252-8210 ※下記太枠内を全て記入し、左記へFAXください。

※Web申込の方は、この申込は不要です。

第一種冷媒フロン類取扱技術者講習 事前申込書

1. 受講者様 氏名、勤務先名、勤務先住所 等 作成日： H 年 月 日

フリガナ		性別	☐ 男 ☐ 女	生年 月日	西暦 年 月 日
氏名					
フリガナ					
勤務先名					
勤務先住所	〒 -				
勤務先 電話・FAX 番号	電話 ()	FAX ()			

2. 受講希望日と会場： **注意！！** 事前申込は、本書作成日より、6週間先の講習日の分から受付します

第一希望	H 年 月 日	研修所
第二希望	H 年 月 日	研修所
第三希望	H 年 月 日	研修所

3. 資格の名称と資格番号および取得日：

資格の名称		番号(記号)		取得日	
-------	--	--------	--	-----	--

4. 申込区分(右記いづれかに ○)： 新規 ・ 再受講 ・ 再受験のみ

《 事前申込結果の通知書 <以下は、ダイキンにて記入> 》 送信日 H 年 月 日

ダイキン工業(株)研修部

受講者様 氏名： 様 FAX：

受講可否	可 ・ 否	受講日と会場名	H 年 月 日	研修所
受講否 の理由	① 希望の全日程が満員となっている ② 申込日が不適切 (6週間以上先の講習日ではない) ③ 資格に関する記載がない ④ その他 ()			
事前受付番号	(左記番号を、受講料振込時に入力し、願書へも記入下さい)			
受講料 請求額	¥ 26, 570 (円) (新規受講で、昼食費含む) ¥ 13, 170 (円) (再受講で、昼食費含む) ¥ 12, 300 (円) (再受験のみで、昼食費含まず)			

《 受講お申込者様へ 下記をよくお読みください。この時点では、まだ受講は決定していません》

- (1) 上記通知書にて、『受講可』の方は当社ホームページよりダウンロードした願書に、募集要綱に従い必要事項を記入し、後日送付します請求書に記載の金額を振込み、その証のコピーを添付下さい。願書は上記結果通知書の送信日より、**2週間以内に簡易書留**にて発送下さい。発送されない場合、本事前申込は無効となります。尚 送付される請求書の振込期限に関わらず、早期に受講料を振込み、2週間以内に願書を発送下さい。
- (2) 『受講否』の方は、否 の理由に基づき再検討の上、再度事前申込ください。

以上